

行政法研究者の意見（概要）

沖縄県は、サンゴ特別採捕許可を巡る裁判（関与取消訴訟）で、県の考えが法律的にも正しく、常識的なものであることを主張しています。

県の考えが妥当であることを裁判所に認めてもらうため、法律の専門家である行政法研究者（3人）の意見書を証拠として裁判所に提出しました。以下では、その研究者の方々が、客観的・専門的立場から書いた意見書の内容を簡単に説明します。

なお、HPに掲載している「辺野古のサンゴ移植のための特別採捕許可申請について」と題する資料に目を通してから読むとより理解が深まりますので、そちらも併せてご覧ください。

沖縄県の考え方

1 沖縄防衛局の提出したサンゴ特別採捕許可申請の「必要性」について

辺野古新基地建設に係る埋立事業は、軟弱地盤の存在により当初の設計ノ概要で特定された埋立工事の完成が不可能であることが客観的に明らかになっています。また、移植したサンゴ類の多くは死滅するという取り返しのつかないものであることを考えれば、水産資源保護の立場から、農林水産大臣が是正の指示をした時点で、本件各申請の必要性を認めることができないと県が判断することに、裁量権の逸脱又は濫用はありません。

2 沖縄防衛局の提出したサンゴ特別採捕許可申請の「妥当性」について

たとえ、埋立事業で失われるサンゴ類を避難措置（埋立ての区域にいるサンゴを別の場所に移植すること）として移植する場合であっても、避難させれば水産資源の保護になるという短絡的な判断ではなく、サンゴ類の生残率が高まる最大限の努力が必要でそうした適切な移植計画の内容が求められます。

3 地方自治法に違反する国の関与であることについて

今回の農林水産大臣の是正の指示は、沖縄県知事が許可・不許可を判断する前に、具体的に大臣が許可を命ずるものであり、法令で知事に与えられた権限を奪うもので問題があります。

行政法研究者の意見1（琉球大学 教授 徳田博人先生）

～申請内容の必要性を知事はどのように判断するか～

- ☞ 沖縄県漁業調整規則に基づくサンゴの移植に必要な許可は、例外的に水産資源を保護、増進する場合に認めるもので、将来の予測や配慮も含めた知事の判断に基づく許可としての性格を有しています。
- ☞ サンゴを採る行為は、取返しのつかない行為ですので、知事の許可・不許可は、「疑わしきは水産資源の持続的な維持・確保のために」という方針で慎重に判断しなければなりません。
- ☞ 埋立工事の「設計ノ概要」は全体を一体として審査され、埋立承認は事業の全体になされるものです。
- ☞ 大浦湾の埋立工事の区域で軟弱地盤の存在が明らかとなり、当初の埋立承認に基づき埋立工事を完成させることができないことが客観的に明らかの場合、知事は、そのことも考えて埋立工事の区域にあるサンゴの移植のために必要な許可を認めるかどうかを判断できます。
- ☞ したがって、農林水産大臣が是正の指示をした時点で、本件各申請の必要性を認めるに至っていないとした沖縄県知事の判断について、裁量権の逸脱、濫用はありません。

行政法研究者の意見2（三重大学 准教授 前田定考先生）

～知事の判断権限と環境監視等委員会の指導・助言～

- ☞ 沖縄県漁業調整規則に基づくサンゴの移植に必要な許可は、①申請者(沖縄防衛局)が設置した環境監視等委員会の検討や指導・助言を経ることを法律上の要件としていません。②そして、同委員会の検討や指導・助言の効果は、申請者の内部手続に留まり、申請者が示す「指導・助言」の内容によって、許可権限を持つ沖縄県知事の判断権限が一方的に拘束されることはありません。

- ☞ 審査基準である「妥当性」を沖縄県知事が判断する場合に、沖縄防衛局が設置した環境監視等委員会の調査審議の過程に看過しがたい過誤や欠落(見逃せない誤りや見落としのこと)があったことなどにより、その助言が不適切であるといえる合理的な理由がない限り、知事は、その内容に基づき審査をして判断すべきであるという解釈(考え方)は成り立ちません。

- ☞ 沖縄県知事には、漁業法、水産資源保護法及び沖縄県漁業調整規則の本来の趣旨に基づいて、直接的にかつ責任を持ってその裁量権(法令により与えられた権限行使の判断の余地のこと)を行使することが求められます。

行政法研究者の意見 3（専修大学 教授 白藤博行先生）

～是正の指示の法令違反と知事の定める規則との関係～

- ☞ 法定受託事務（地方公共団体の事務区分のうちの一つ）に係る法令所管大臣（今回の場合農林水産大臣）であっても、法の明確な規定による都道府県の規則への個別具体の委任がない限り、当該法定受託事務の処理に関わる関与は許されません。

- ☞ たとえ、法定受託事務の処理において、規則に違反する違法が認められる場合であっても、法定受託事務を定めた元の法律等の「法令違反」が直ちに認められるわけではなく、同大臣は、都道府県知事の定める規則や規則に基づく許認可事務の執行について、個別具体的な是正の指示を行うことはできないのです。

- ☞ 今回の沖縄県の事例では、漁業法や水産資源保護法による都道府県知事の定める規則への委任は、水産動植物の採捕に関する制限及び禁止に限られており、これらの制限及び禁止を解除する許可の制度の設計や事務執行までは委任されていません。

- ☞ よって、沖縄県知事の行為には、地方自治法に定める是正の指示の発動要件となる「法令違反」は認められず、この2つの法律に係る「法令違反」の問題も生じません。同大臣の是正の指示は、地方自治法第245条の7の「法令違反」の要件を欠く違法な関与であるといえます。